

令和6年能登半島地震における調査活動ガイドライン

令和6年1月30日 第8回災害対策本部会議承認

1 調査活動ガイドライン策定の目的

金沢大学では令和6年能登半島地震の被災者支援ならびに今後の復興に向けての諸活動に全学を挙げて取り組んでいる。その一環として、能登半島全域における被災地の現状把握や被災者支援、復興対策に役立つ公共性・公益性の高い情報発信を目的に、「令和6年能登半島地震金沢大学合同調査チーム」（以下、「本チーム」という。）を立ち上げた。

令和6年能登半島地震は、広域かつ甚大な被害が発生し、特に家屋の倒壊や津波による被害が顕著な災害であった。このような災害に対して本チームの果たすべき役割は重く、能登半島地震の教訓を今後活かすため、より質の高い調査・研究を推進し、その成果を広く社会に還元する使命がある。

本チームの活動においては、被災者や関係者への倫理的／心理的な配慮を最優先としながら、継続的に調査を行うことが求められる。また、災害における調査、特にアンケート調査、ヒアリング調査等（以下、「アンケート調査等」という。）の実施にあたって、調査の質を確保し、被災地の関係機関や住民に寄り添い、良好で円滑な関係を維持することは、成果の有効な社会還元を行う上で必須の要件である。

このような観点から、本チームによる能登半島地震被災地を対象とした調査・研究に際し、被災者や関係者へ十分な配慮を払いつつ、効率的かつ効果的に調査・研究を実施することを目的に、以下の調査ガイドラインを作成した。

2 調査活動ガイドライン

調査を実施しようとする者は、それぞれの調査が今後の復興活動や復興計画にどのように反映されるのかといった目的を明確に定義したうえで調査に臨む必要がある。実際の調査遂行にあたっては以下のガイドラインを遵守する。なお、調査内容に応じて特別な配慮が必要となることも想定されるため、関連する学会に調査に関する指針やガイドラインが設けられている場合は、それらも併せて参照する。

(1) 調査協力者への倫理的な配慮

調査の実施にあたっては、「金沢大学研究者行動規範」第8項に定める「研究対象などへの配慮」※を踏まえ、以下の事項等に配慮し、調査協力者（アンケート調査やインタビューに協力して頂いた住民や行政機関関係者をいう。以下同じ。）との相互信頼関係を成立させ維持する。また、被災者は、ストレスに曝され困難な状態にあるため、調査の集中と重複を防止し、調査協力者が過度な負荷を負わないように配慮する。

※「金沢大学研究者行動規範 第8項 研究対象などへの配慮」

研究者は、人を対象とする研究を行う場合には、対象者の人格、人権を尊重し福利に配慮し、研究を行う前に、対象者の同意を得る。実験動物などを用いる場合においても、生命への尊重の念をもってこれを扱う。

- 被災地域では、調査協力者への倫理的な配慮が不可欠である。調査研究を行う際には、被災者のプライバシーを尊重し、調査研究が調査協力者にどのような影響を及ぼすかを慎重に考慮して実施すること。
- 調査協力者に対し、調査目的、調査主体などを明確にし、調査への協力について承諾を得ること。また、調査の中断や回答を拒否できることを伝えたくて調査を実施すること。
- 調査協力者に対し、個人情報の取り扱いについて事前に説明するとともに、調査成果の公表等の際し個人情報の保護に留意すること。
- 調査の実施時間帯は、調査協力者の被災地における生活時間帯に配慮すること。
- 被災した建物等は被災者にとっては「瓦礫」ではなく「思い出の品」であることから、被災者の感情に十分に配慮し行動すること。

(2) 関係機関との調整

調査の実施に先立ち、以下の事項を含め、地元の行政機関、施設管理者、住民など関係者と十分な調整を行う。地元の知識や経験は貴重な情報源であり、地元の当局との協力は調査成功に寄与する。

- 地元の当局やコミュニティリーダーには調査目的、調査主体、調査行程等を明確に伝えること。
(事前に関係機関の許諾を得ることが望ましい。)
- 調査結果のとりまとめ・公表の方法、時期等について、予めその見通しを伝えること。

3 調査時の留意事項

上記ガイドラインに加え、チームメンバーは、現地調査の倫理を守るとともに以下の事項に留意する。

(1) 被災地における基本的なマナー

現地調査にあたっては、以下のような被災地における基本的マナーに留意し、地域との良好な関係を構築・維持する。

- 金沢大学の腕章、ビブス、ネームプレート、ヘルメット等により身分を明らかにするとともに協力者に対し、調査実施後の連絡先等を伝えること。
- 調査活動において必要な物品等は全て持参し、自己完結で実施できるよう事前に十分な準備をすること。また、調査で不要となった物品等は現地に残さずすべて持ち帰ること。
- 被災地における救援・復旧活動などの妨げにならないよう、周囲の状況に十分に配慮して行動すること。
- 私有地や私有施設、ならびに避難所等となっている公共施設等において写真・動画撮影を行う場合は、事前に所有者や管理者の承諾を得、その指示に従うこと。
- 調査成果を発信する際には、大学の規定に従い、できる限り正確な情報の提供に努めること。
また、マスコミに対する不用意な発言により風評被害等を生じさせないように十分に留意すること。

(2) 調査者等の安全管理体制の確保

災害にかかる調査は常に危険と隣り合わせである。調査者はこのことを十分に認識し、自らの安全は自ら守るという自己責任の原則で調査活動にあたるものとする。調査内容に危険が伴うと判断される場合は、現地関係当局や専門家にアドバイスを仰ぎ、事前に十分な安全対策を講じる必要がある。危険回避が困難と判断される場合には拙速な行動を慎み、調査時期を延期するなどして対応する。

- 現地調査にあたっては、不測の事態に対応できるよう、原則として複数人で行動すること。
- 沿岸部で調査活動をする際は、津波発生時の退避路を事前に十分確保すること。
- 大雪、豪雨、暴風の危険性がある時期には調査を行わないこと。
- ラジオその他の情報機器を携帯し、予警報をはじめとする災害情報、気象情報の継続的聴取に努め、余震その他の危険性に十分に配慮すること。
- 安全衛生面に配慮し、ヘルメット、ゴーグル、マスク、安全靴などを適切に使用すること。
- 崩落、落石、地割れ等のある場所、倒壊家屋等の危険箇所には近づかないよう注意すること。調査の必要上、どうしても家屋内に立ち入る必要がある場合は、建物の応急危険度判定に従い、安全を確保すること。
- その他、大学の安全管理体制のもと、調査日時、調査場所、調査における人員体制等を明確にし、連絡・報告体制などを確立したうえで、常に調査中に安否確認ができるようにすること。

(3) 学生を帯同する場合の留意事項

調査実施に際して学生を帯同する場合には、学生の安全確保を最優先事項とする。被災地域は危険が伴うことがあるため、事前に十分な安全対策を講じ、現地の安全規定に従うようにする。

- 学生の安全管理に十分留意し、最低限の人数により実施すること。
- 参加学生の活動内容・時期について所属部局の学生課に事前に連絡すること。
- 参加学生が「学生教育研究災害傷害保険」(略称「学研災」)等の学生保険に加入していることを事前に確認すること。
- 学生には調査の目的と計画を十分に説明し、自分たちがどのように調査に貢献できるかを事前に理解させること。
- 学生が調査に参加する前に、被災地における調査活動の基本的ルール、マナーについてのトレーニングを受けさせること。
- 被災地域での調査においては、学生が被災者や地元住民に対して敬意を持ち、倫理的な視点から調査活動を行えるように絶えず指導すること。
- 学生を単なる調査補助者として位置づけるのではなく、実践的な経験を通じて学習機会を提供するよう配慮すること。
- 調査結果に関するプレゼンテーションや報告書作成を通じて、学生が学んだことがらや得た知識を他の学生や研究者と共有する機会を設けること。
- 被災地調査は参加学生に心理的負担を強いることがあるため、学生が受ける可能性のあるストレスを極力回避する方策を講じるとともに、必要に応じて、事後のケアに配慮すること。

以 上